

②薬物治療以外の手法（外科的治療や理学的治療など）は選択肢の中にも出題されるのか。

■実務

①適応外処方も出題されるのか。

②出題基準がかなり細かくなっているが、薬局、病院の地域性や規模の違いもある中で、出題レベルはどの程度を基準とするのか。

メール②⑤

個人・法人の別：個人

職業：大学教員

件名：薬剤師国家試験出題基準（案）に関する意見

ご意見：

原則として出題基準案の頁数の順に記載しています。意見 1 から 4 は項目に関する意見と出題方針に関する意見で意見 5 以降は小項目の例示に関する意見です。2 回（意見 1-意見 1 0）（意見 11-意見 25）に分けて送信します。

○意見 1

（該当箇所） p 3 の薬剤領域での「医薬品の体内動態」と p 2 9

【別表 I V 薬剤】大項目「薬物の体内動態」

（意見内容）薬剤領域の説明では「医薬品の体内動態」とされていますが、大項目では「薬物の体内動態」としています。「薬物の体内動態」に用語の統一を図る必要があると考えます。

（理由）同じ内容については用語の統一を図る必要があり、医薬品には生薬なども含まれ、物質を特定して検討するということから、薬物とすることが適切と考えます。

○意見 2

（該当箇所）【別表 I V 薬剤】 p 2 9 大項目（薬物の体内動態）
— 中項目（薬物の体内動態）

（意見内容）中項目名を変更することが適切と考えられます。

（理由）大項目名と中項目名が同一のため中項目名を変更することが適切と考えられます。

○意見 3

（該当箇所）【別表 I V 薬剤】 p 2 9 大項目（製剤）

（意見内容）来年 2011 年に、薬局方が改正されますが、製剤については薬局方に関与する部分が多く含まれています。特に製剤総則において、大幅な改正が予定されているので、改正内容が試験に反映

されるかどうかを明らかにしてほしい。

(理 由) 薬局方の改正で製剤総則では大幅な改正が予定されているため。

○意見4

(該当箇所)【別表V I I 実務】 p 4 1 大項目(薬剤師業務) — 中項目(医薬品の管理と供給) — 小項目"注射剤と輸液"と p 4 2

大項目(病院業務) — 中項目(病院における調剤) — 小項目"注射剤調剤"

(意見内容) 小項目の一本化について。大項目(薬剤師業務) — 中項目(医薬品の管理と供給)の小項目"注射剤と輸液"と大項目(病院業務) — 中項目(病院における調剤)の小項目"注射剤調剤"とが内容的に重複するので、これらの小項目を"注射剤調剤"として一本化し、大項目(病院業務) — 中項目(病院における調剤)の小項目とすることを提案します。もしくは近年は病院に限らず薬局においても注射剤の調製がなされているため、大項目(薬剤師業務) — 中項目(調剤)の小項目として新たに"注射剤調剤"を設定することを提案します。

(理 由) 小項目の内容に重複する部分があるため、一本化して統合することが適切と考えます。

○意見5

(該当箇所)【別表I V 薬剤】 p 2 9 大項目(薬物の体内動態) — 中項目(薬の作用と生体内運命) — 小項目(体内動態の変動要因)の小項目の例示

(意見内容) 小項目の例示で「経口投与された製剤の吸収」は「経口投与された製剤からの薬物の吸収」のような表現に変更するほうが適切と考えられます。

(理 由) 「製剤の吸収」という表現は不適切と考えます。

○意見6

(該当箇所)【別表I V 薬剤】 p 3 0 大項目(薬物の体内動態) — 中項目(薬物の体内動態) — 小項目(薬物動態の解析)の小項目の例示

(意見内容) 小項目の例示で「生物学的半減期、計算」は「生物学的半減期とその計算」に表現を変更するほうが適切と考えられます。

小項目の例示で「全身クリアランス、計算」は「全身クリアランスとその計算」に表現を変更するほうが適切と考えられます。

小項目の例示で「点滴静注の血中濃度計算」は「点滴静注時における血中濃度推移と血中濃度の計算」に表現を変更するほうが適切と考えられます。

小項目の例示で「連続投与における血中濃度計算」は「反復投与時

における血中濃度推移と血中濃度の計算」に表現を変更するほうが適切と考えられます。

(理由) 図からその解を求める出題や図で正解を選択する出題も考えられるため。

○意見7

(該当箇所)【別表IV薬剤】p30 大項目(薬物の体内動態) — 中項目(薬物動態の解析) — 小項目(TDM)の小項目の例示
(意見内容) 小項目の例示で「治療的薬物モニタリング(TDM)の意義」は「治療薬物モニタリング(TDM)の意義」に表現を変更するほうが適切と考えられます。

(理由) 文部省学術用語集(薬学編)に依るとTDMは治療薬物モニタリングとされているため。

○意見8

(該当箇所)【別表IV薬剤】p30 大項目(製剤) — 中項目(製剤材料の性質) — 小項目(分散系)の小項目の例示
(意見内容) 小項目の例示で「代表的な界面活性化剤の種類と性質」とあるが、界面活性化剤は界面活性剤とするほうが適切と考えます。

(理由) 界面活性化剤という表現は少なく、一般に界面活性剤とされているため。

○意見9

(該当箇所)【別表IV薬剤】p30 大項目(製剤) — 中項目(製剤材料の性質) — 小項目(分散系)の小項目の例示
(意見内容) 小項目の例示で「分散粒子の沈降現象」があげられているが、「分散粒子の安定性と沈降現象」としたほうが適切ではないでしょうか。

(理由) これまでも分散粒子の安定性に関する出題も行われています。

○意見10

(該当箇所)【別表IV薬剤】p31 大項目(製剤) — 中項目(製剤化) — 小項目(製剤試験法)の小項目の例示
(意見内容) 小項目の例示で「日本薬局方の製剤に関連する試験法」、「日本薬局方の製剤に関連する代表的な試験法、品質管理への適用」があげられているが、重複があり、「日本薬局方の製剤に関連する代表的な試験法」、「品質管理への適用」の2項目にしたほうが適切と考えます。

(理由) 内容に重複があるため。

メール②⑥

個人・法人の別：個人

職業：大学教員

件名：薬剤師国家試験出題基準（案）に関する意見

ご意見：

原則として出題基準案の頁数の順に記載しています。意見1から4は項目に関する意見と出題方針に関する意見で意見5以降は小項目の例示に関する意見です。2回（意見1-意見10）（意見11-意見25）に分けて送信します。

○意見11

（該当箇所）【別表IV薬剤】p31 大項目（製剤）—中項目

（DDS）—小項目（放出制御型製剤）の小項目の例示

（意見内容）小項目の例示で「徐放性製剤に用いられる製剤材料の種類と性質」があげられているが、「放出制御製剤に用いられる製剤材料の種類と性質」としたほうが、より適切と考えます。

（理由）放出制御型製剤は徐放性製剤以外のものも含むため。

○意見12

（該当箇所）【別表IV薬剤】p31 大項目（製剤）—中項目

（DDS）—小項目（その他のDDS）の小項目の例示

（意見内容）小項目の例示で「代表的な組換え医薬品」があげられているが、「組換え医薬品を利用したDDS」としたほうが適切と考えます。

（理由）組換え医薬品がすべてDDSに利用される訳ではないため。

○意見13

（該当箇所）【別表V病態・薬物治療】p32 大項目（薬物治療）—中項目（疾患と薬物治療）—小項目（消化器疾患）の小項目の例示

（意見内容）小項目の例示に「胃食道逆流症」と「非アルコール性脂肪性肝疾患」を追加したほうが適切と考えます。

（理由）患者の出現頻度が高く、これまでの国家試験にも出題されているため。

○意見14

（該当箇所）【別表VII実務】p40 大項目（薬剤師業務）—中項目（薬剤師業務の基礎）—小項目（チーム医療）の小項目の例示

（意見内容）小項目の例示で「地域におけるチーム医療」があげられているが、地域におけるチーム医療の具体例を例示する必要があると思われる。

（理由）病院薬剤師と保険薬剤師との連携や医師、訪問看護師などとの連携を例示として示す必要があるのではないのでしょうか。

○意見15

(該当箇所)【別表V I I実務】p 40 大項目(薬剤師業務) — 中項目(処方せん) — 小項目(処方せんの基礎)の小項目の例示
(意見内容)小項目の例示で"電子カルテ"の削除を提案します。

(理 由)電子カルテのシステムが導入されている施設がまだ少ないため、出題基準として不適切と思われます。

○意見16

(該当箇所)【別表V I I実務】p 41 大項目(薬剤師業務) — 中項目(調剤) — 小項目(計数・計量調剤)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で"代表的な医薬品の剤形、色・形、識別コード"、"代表的な医薬品の商品名と一般名"の削除を提案します。

(理 由)包装を含め変更されることが多く学生に小項目の例示"代表的な医薬品の剤形、色・形、識別コード"や商品名を教育することが困難で、出題基準として不適切と思われます。

○意見17

(該当箇所)【別表V I I実務】p 41 大項目(薬剤師業務) — 中項目(医薬品の管理と供給) — 小項目(製剤化の基礎)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で"代表的な院内製剤"" 代表的な薬局製剤"の削除を提案します。

(理 由)同一目的の製剤であっても施設により成分が多少異なる場合があるため出題基準として不適切と思われます。

○意見18

(該当箇所)【別表V I I実務】p 42 大項目(病院業務) — 中項目(病院における調剤) — 小項目(注射剤調剤)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で「注射処方せんの記載事項(医薬品名、分量、用法・用量など)」とその下の「代表的な注射剤処方せんの適正性」で注射剤の処方せんの名称が「注射処方せん」、「注射剤処方せん」と異なっているため統一を図る必要があります。

(理 由)注射剤の処方せんの名称が「注射処方せん」、「注射剤処方せん」と異なっており統一を図るため。

○意見19

(該当箇所)【別表V I I実務】p 42 大項目(病院業務) — 中項目(病院における調剤) — 小項目(注射剤調剤)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で"注射処方せんの記載事項(医薬品名、分量、用法・用量など)"の削除を提案します。

(理 由)注射処方せんの法的整備がなされていないため、出題

基準として不適切と思われます。

○意見20

(該当箇所)【別表V I I実務】p 4 2 大項目(病院業務)－中項目(病院における調剤)－小項目(注射剤調剤)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で"外来化学療法における抗がん剤のプロトコールの意義とその適正使用"の削除を提案します。

(理由)抗がん剤の新規開発により化学療法のレジメンも年々進化していることを考慮し、出題基準作成に当たっては例えば〇〇〇〇年までの標準レジメンというように規制する必要があります。

○意見21

(該当箇所)【別表V I I実務】p 4 3 大項目(病院業務)－中項目(医薬品管理)－小項目(医薬品の管理・供給・保存)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で"同一商品名の医薬品における異なった規格の具体例"の削除を提案します。

(理由)商品名を学生に教育することが困難と思われるため、出題基準として不適切と思われます。

○意見22

(該当箇所)【別表V I I実務】p 4 3 大項目(病院業務)－中項目(情報の取扱い)－小項目(医薬品情報の提供)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で"ジェネリック医薬品の適正使用のために必要な医薬品情報"の削除を提案します。

(理由)ジェネリック医薬品と先発医薬品とで適正使用のための情報が異なるのかどうか疑問であるため。

○意見23

(該当箇所)【別表V I I実務】p 4 3 大項目(病院業務)－中項目(病棟業務)－小項目(薬剤管理指導業務)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で"薬物治療上の問題"の表現の変更を提案します。

(理由)例示の範囲が広く、焦点を絞る必要があると思われるため。

○意見24

(該当箇所)【別表V I I実務】p 4 4 大項目(薬局業務)－中項目(薬局対面業務)－小項目(一般用医薬品・医療機器・健康食品)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で"漢方薬、生活改善薬、サプリメント、健康食品"、"保健機能食品"の削除を提案します。

(理由)例示の範囲が広く、出題基準として不適切と思われる

ため。

○意見25

(該当箇所)【別表VII実務】p44 大項目(薬局業務)一中項目(地域における業務)一小項目(地域医療)の小項目の例示

(意見内容)小項目の例示で"日用品に係る薬剤師の役割"、"日用品に含まれる化学物質"、"話題性のある薬物・健康問題"の削除を提案します。

(理由)例示の範囲が広く、出題基準として不適切と思われるため。

以上

メール⑳

個人・法人の別：個人

職業：

件名：薬剤師国家試験出題基準(案)について

ご意見：

1. P1に「出題項目は、あくまでも出題に際し、準拠すべき基準であって、出題がすべてこの範囲に拘束されるものではない。」とあるが、まれに1つの教科書にしか記載されていない事項が出題され、不公平感がある。すべての出題に適用していただきたい。

2. 衛生と実務の複合問題は内容が限られるので、特に環境の分野については見直していただきたい。

3. 衛生関係の法律は、ほかにも大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法などもある。

メール㉑

個人・法人の別：個人

職業：薬剤師

件名：薬剤師国家試験出題基準(案)に関する意見

ご意見：

■該当箇所：薬剤

■意見内容：禁煙治療に関する問題を出題すべき

■理由：禁煙治療に関する問題を出題すべきである。薬剤師以外の医療職の国家試験には禁煙治療、タバコに関する問題が出題